

平成 30 年 4 月 1 日から

ごみの分別方法が一部変わります！

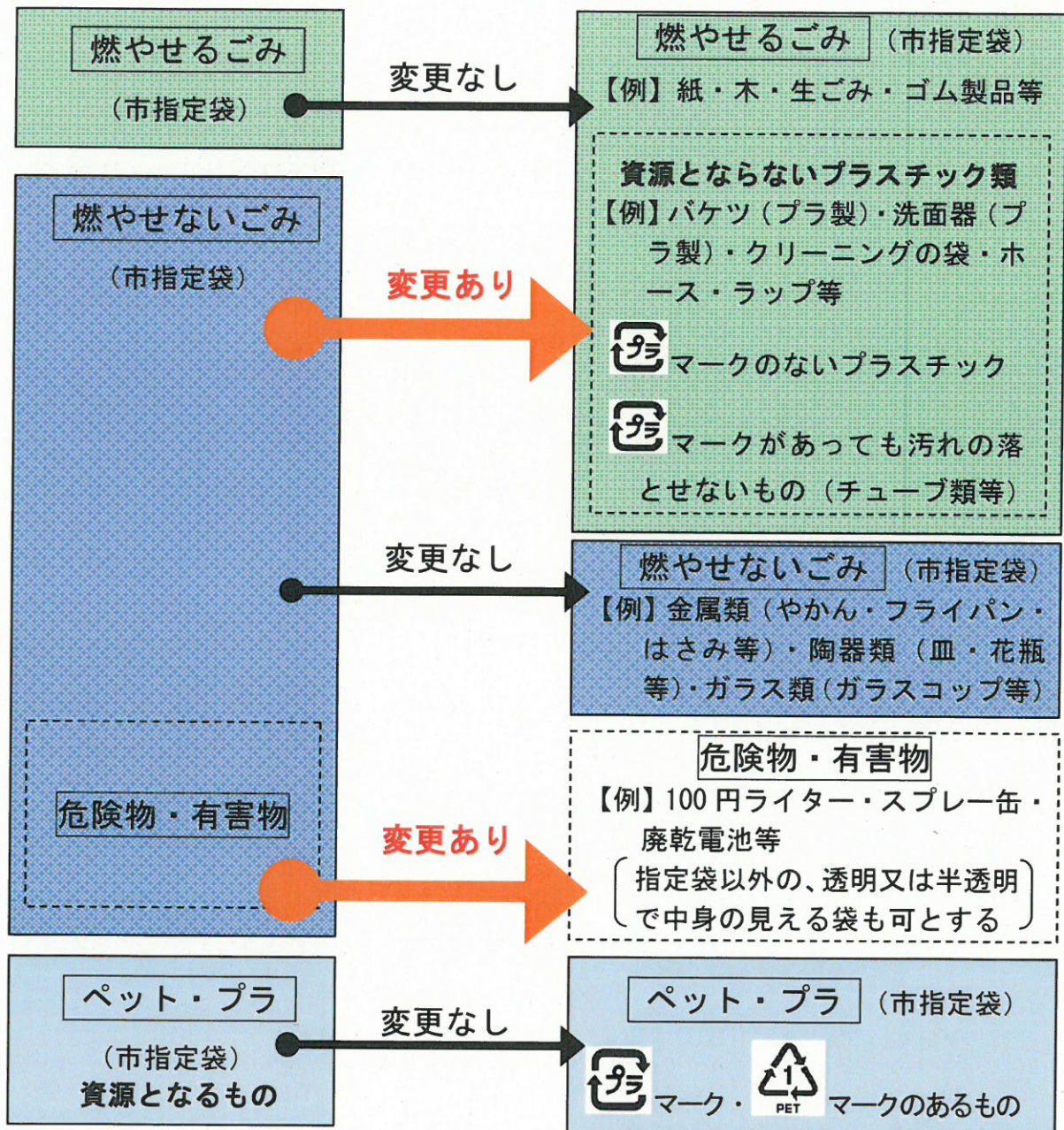
かんたん！

みなさまのご理解・ご協力をお願いします。

※ ごみ分別の簡素化により、市民の皆様のごみ排出負担の軽減を図ることを目的とした、資源とならないプラスチック類の焼却を実施します。

資源とならないプラスチック類が「燃やせる」ごみになります。

○ ごみ分別方法の変更内容



※新しい浜田市ごみ分別早見表は、平成 30 年 2 月に全戸配布予定です。

【問合わせ先】 浜田市 市民生活部 環境課 0855-25-9430